

介護職員等処遇改善加算にかかわる情報公開

賃金改善を行う賃金項目及び方法

1. 賃金改善を行う給与の種類

基本給（定期昇給）

賞与（定期昇給に伴う賞与増額分、年度末手当）

処遇改善手当（毎月支給）

手当（夜勤手当増額分）

2. 賃金改善を行う職員の範囲

1 グループ：技能・経験のある介護職員

2 グループ：その他の介護職員

3 グループ：その他の職種

※経験・技能のある介護職員の考え方

- ・介護職員として勤続10年以上(他法人における実務経験を含む)
- ・介護福祉士の資格を有するもの

3. 賃金改善の根拠となる規程・規則

給与規則の見直し